

順天堂訴訟判決を受けての弁護士コメント

医学部入試における女性差別対策弁護士団

【事件名】令和元年（ワ）第16146号 損害賠償請求事件

【裁判所】東京地方裁判所民事第37部

標記の事件において、2022年5月19日（木）午前11時、判決が言い渡されたことを受け、弁護士団としての意見を下記に記載する。

記

第1 本判決について評価できる点

- 1 私立大学においても、入学者の選抜に関して、平等原則などの憲法や公法上の諸規定を尊重する義務があることを認めた。
- 2 「性別という属性のみによって一律に不利益な取り扱いをすることは、医学部の入学試験の本来の目的であるはずの、医師としての資質や学力の評価とは直接関わりない事柄によって合否の判定がされることになるから、本件判定基準は「不合理な差別的取扱いである」と明確に判示したこと（本件において、被告は合理的理由を主張立証できていない。）。

これは、よほどの合理的な理由がない限り、大学入学試験において、性別に基づいて一律に不利益取扱いをすることは許されないことを示したものであると評価することができる。

- 3 このような不合理な差別的取扱いが含まれる入試を受験した原告について、本件判定基準を原因として実際に合否を左右されたか否かにかかわらず、受験したこと自体に精神的苦痛が生じたとして、原告全員につき慰謝料を認めた。
- 4 被告は、女子寮の収容人数に限界があり女子の入学者数を絞る合理的理由があったと繰り返し主張していた。これに対し裁判所は、そもそも女子寮の収容人数の限界という事情が本件判定基準を用いた理由であったとは認められないと認定した。

そうすると、被告は、本件判定基準を採用するにあたって、女性合格者の人数を制限すること自体、つまり女性を差別すること自体を目的としていたと評価することができる。

- 5 被告の行為によって、「他の大学を受験するか否かについての意思決定の自由を侵害した。」ことを認めている点。さらに、仮に原告らが、この差別的な判定基準の存在を事前に認識していたならば、順天堂大学を受験しないという選択をしたものと推認するのが相当として、受験料、交通費、宿泊費についても、因果関係のある損害と認めた

これは、原告の主張する、侵害された法的権利の一部や損害項目を、裁判所がそのま

ま認めたと評価することができる。

第2 判決において評価できない点

1 損害額が小さい

- (1) 慰謝料について、1年度の受験あたり、30万円という評価は、女性差別に対する評価として低すぎる。

裁判所は、「原告らが、この入試を受験させられたことによって、大きな精神的苦痛を被った」という評価自体はしている。しかし、裁判所の判断は、原告らの意思決定の自由の侵害に力点が置かれており、性別のみを理由に差別されたこと自体の精神的苦痛を、正面から損害として評価していない。

また、「受験校選択における意思決定の自由を侵害した」ことに対する慰謝料としても、大学受験という人生の選択の上での重要な場面において、受験生は、被告が公正公平な試験を実施していると疑いなく信じて被告大学に出願したものであるところ、被告の不正によってそれまでの努力を無駄にされ、「公正・公平な入学者選抜」に対する信頼を大きく裏切られたことを考えれば、低すぎるといえる。

- (2) 不正が発覚した後の被告による本件判定基準の是正が、原告らの精神的苦痛を緩和する意味合いを持つと解されると判断している点は不当である。このような女性差別入試は、是正するのが当然であり、差別を行った被告の差別是正行為が、プラスに評価されるべきではない。

しかも、この被告の是正行為は、その後の受験生に向けた行為でしかなく、既に行われた受験によって差別された原告らの損害賠償の本件訴訟において、その慰謝料を低額で認定する事情としてこの是正行為を考慮することは不当である。原告らが提訴した動機において、差別が是正されることを望む、という点は含まれているが、それはあくまでも原告らの被害が正当に補償されることを前提とした上で是正を求める、という趣旨であり、被告による是正があれば原告らの損害が軽減されるという位置づけではない。

- 2 一次試験において本件判定基準を原因として不当に（一次試験）不合格とされた原告2名について、まさに女性であることを理由として直接的に差別され、二次試験を受けられなかったという受験機会喪失について、（意思決定の自由を侵害されたこととは別の）追加慰謝料を認めていない。

裁判所は、そのような苦痛が生じたこと自体は理解できるとしつつ、本件判定基準を原因とした一次試験不合格は、意思決定の自由の侵害にかかる慰謝料と別に評価すべきものとはまではいえないとしている。本件判定基準が、不合理な差別的取扱いであると判示しているのであるから、その判定基準を原因として、実際に、一次試験に不合格になった原告らの苦痛を、正面から評価していないことは極めて不当である。

- 3 裁判所の法的構成は、必要な情報を提供すべき信義則上の義務の違反があったこと

を認めるにとどめてしまっている

- (1) 裁判所は、「必要な情報を提供すべき信義則上の義務がある」ことを前提として、被告がこれに反して、本件判定基準の存在を秘して出願の募集をかけ、原告らを受験させた行為は、本件大学を受験するか、他大学を受験するか否かの意思決定の自由を侵害する不法行為となり、自由な意思により受験する大学を選択する機会を奪われた結果、被告の行う不利な入試を受験させられたことを、原告らの受けた不合理な差別的取り扱いと判示した。
- (2) これに対して、原告は、「必要な情報を提供すべき義務」を超えて、被告には「公正かつ妥当な方法」で入試を実施する義務があり被告はそれに違反したと主張していた。裁判所はこの点について、踏み込んだ評価をしておらず、「必要な情報を提供すべき信義則上の義務の違反」があったことを認めるにとどめてしまっている。そのため、この件において裁判所が、平等権侵害や人格権侵害がなかったか、という点についても、正面から評価をしていないことは、残念である。本件は、稀に見るあからさまかつ直接的な女性差別で、これから先、この種の態様の女性差別事件が発覚するようなことはないものと思われる。だからこそ、本件において裁判所には、女性差別は法的に許されないこと、そして、それによる被害の大きさを適切に評価して欲しかった。

第3 最後に

通常集団訴訟において、原告は積極的に自己の被害を訴えるため、裁判所で尋問に参加したり、記者会見に応じたり等するものである。

しかし、本件訴訟では尋問に参加した原告はいなかった。また、記者会見等に参加する原告もいなかった。

これは、若い原告らが、医療界・大学病院という「権力」に相對しなければならぬこと、そして、この日本社会の構造的な女性差別に対して声を上げることに伴う不利益や偏見等を恐れて、この訴訟に参加していること自体を秘匿する必要があったためである。

この現象は、今の日本社会に根強く残っている、モノを言う女性への圧力や暗に泣き寝入りを求められる社会構造をそのまま反映しているものといえよう。

原告の中には、これから医師になる者もいる。それでも、様々な葛藤を抱えながら、自身のことだけでなく後に続く女性たちのために差別をなくしたいと本件訴訟に参加した原告らの想いに応えるためには、この判決の内容を広く社会に投げかけ、その当否を幅広く議論していただきたい。

以上